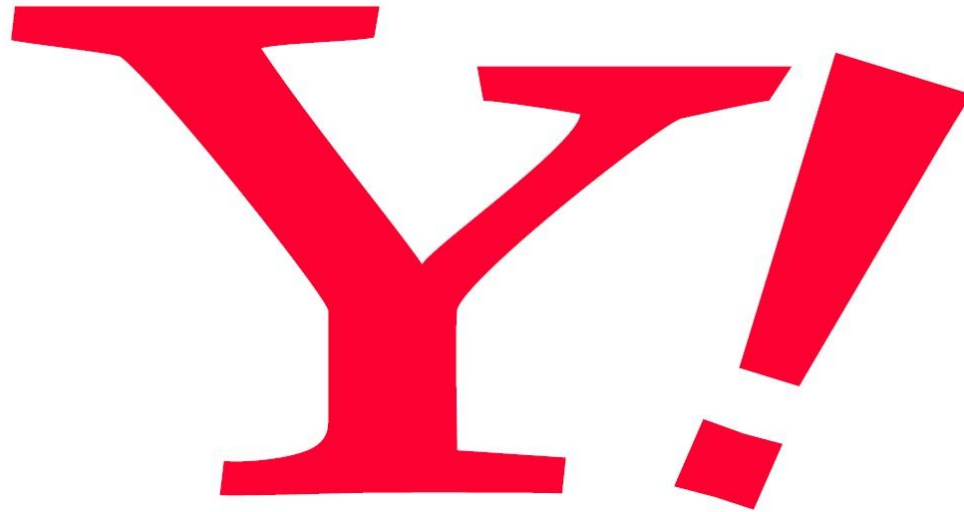




「検索結果とプライバシーに関する有識者会議」の 検討結果を踏まえたヤフーの対応

ヤフー株式会社 社長室
コーポレート政策企画本部

2015/5/20

1. 有識者会議設置の経緯

■ インターネットの普及と「検索」の日常化(報告書P.3等)

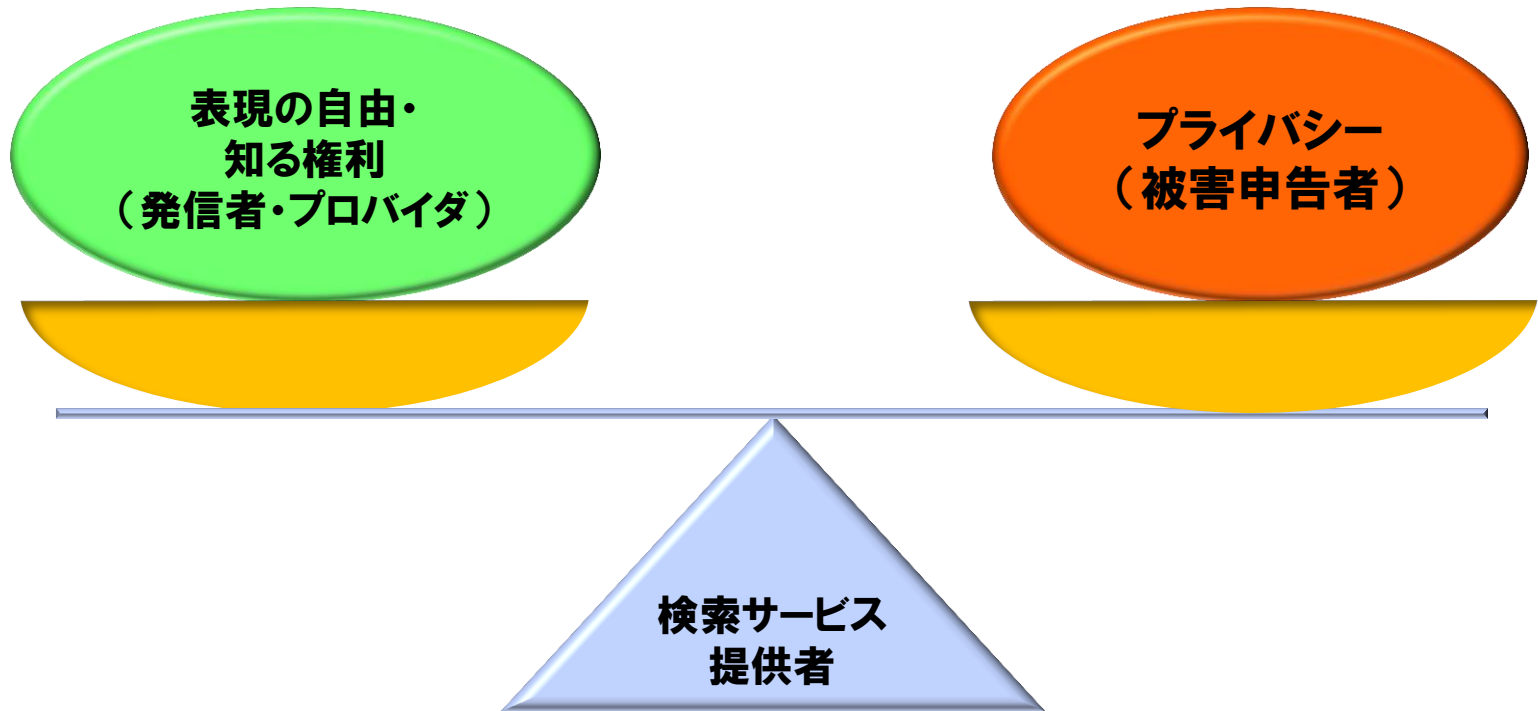
- ・インターネットが普及し、誰もが情報を発信するのが当たり前の社会に。
 - － 情報発信主体の多様化
(マスメディア等だけでなく、大多数の個人が情報発信主体に)
 - － 情報量の爆発的増加、内容の多様化
(高度に専門的な情報、個人の趣味嗜好、論評・意見から真偽不明な情報、差別表現、プライバシーを侵害する情報まで)
- ・検索サービスは、膨大な情報が溢れるインターネット上から素早く、簡単に、かつ的確に目的の情報を見つけ出すことを可能とし、人々の日常生活に浸透。

■ 自分の情報を知られることへの不安(報告書P.3等)

- ・SNSやスマートフォンの普及もあり、情報発信が日常化。悪意をもった情報発信、不注意な情報発信等も増加。
- ・こうしたなか、他人に知られたくない自分の情報が多くの人に知られてしまうという不安を覚える人も出てきた。
- ・ヤフーの検索サービスに対しても、以前より、検索結果に表示される自身についての情報を検索結果から削除してほしいとの要望が寄せられてきた。

1. 有識者会議設置の経緯

【検索サービス提供者の位置づけ】



情報を発信したい人、知りたい人の利益と
情報を知られたくない人の利益とのバランスを図る必要

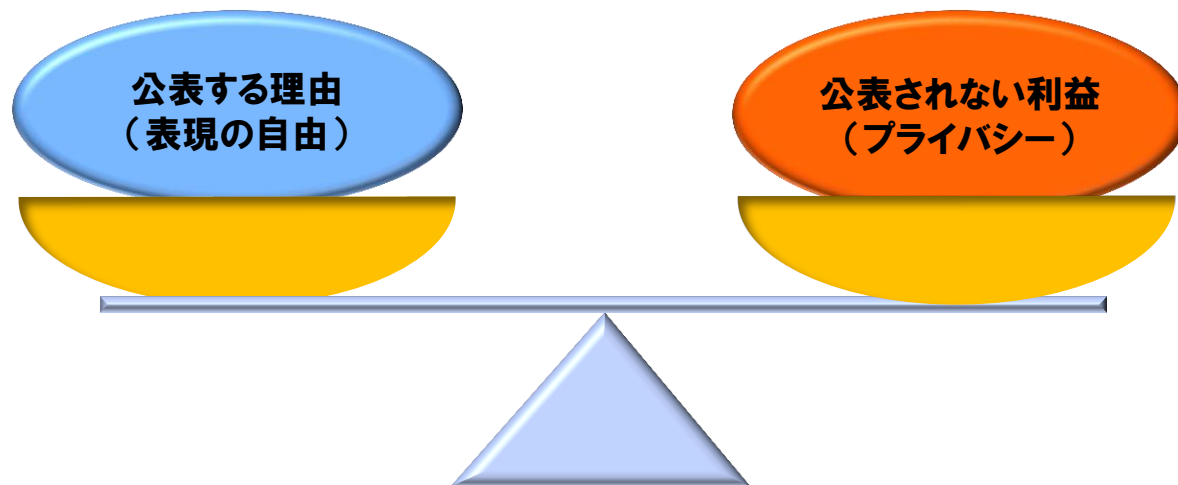
■ これまでのヤフーの対応

- ・「表現の自由」「知る権利」とプライバシーという重要な基本的価値の調整の難しさを認識。
- ・ 日本におけるプライバシー保護の中核的役割を担う民法の考え方に立脚し、「表現の自由」とプライバシーのバランスを念頭に慎重に判断を行い、一部の情報について検索結果から削除を行ってきた。
- ・ ヤフーが被告となった関連訴訟において、検索結果を削除するよう命じられた事例はない。

2. 有識者会議で示された 基本的な考え方

■ プライバシー侵害の基本的な考え方(報告書P.19)

- ・ 最高裁判所は、「表現の自由」と人格的利益が衝突する場面の判断手法として、その事実を公表されない法的利益と公表する理由を比較衡量するアプローチを採用。
(最高裁平成6年2月8日ノンフィクション「逆転」事件判決等参照)
- ・ ただし、直接の表現者が被告とされた事案とは異なり、検索サービスでは検索の特徴を踏まえた判断が必要。



■ 検索結果の非表示措置の基本的な考え方 (報告書P.5～18)

- ・既存のプライバシー侵害の考え方に基づきつつも、以下の検索サービスの特徴を踏まえた対応を行う。

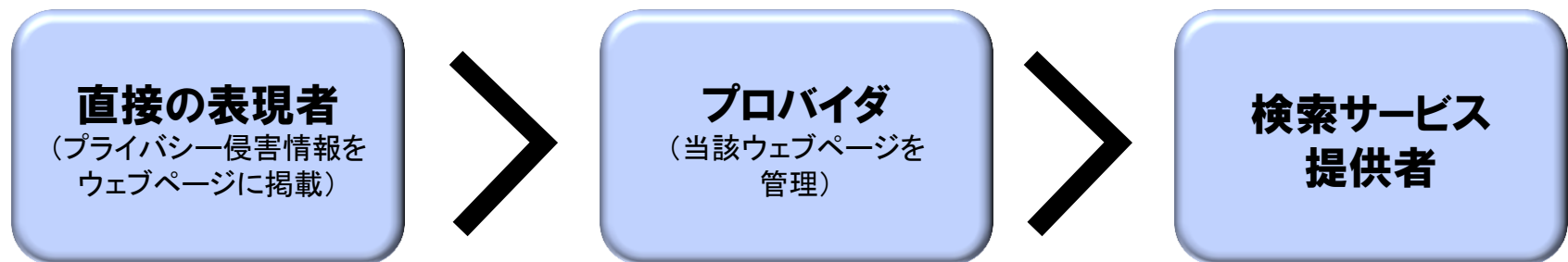
1. 社会的意義・役割
2. 表現に対する関与の度合い
3. 権利侵害の判断の困難性
4. 権利侵害に対する代替の救済手段

※各項目については(参考4)で詳細を記載

■ 検索サービスの特徴を踏まえた対応のあり方 (報告書P.18等)

- ・直接の表現者やプロバイダの責任を飛び越して、検索サービス提供者に対して安易に非表示措置を求めるべきではない。
- ・もっとも、一定の場合には、検索サービス提供者が検索結果の非表示措置を講じることが望まれる。

【表現への関与の程度】



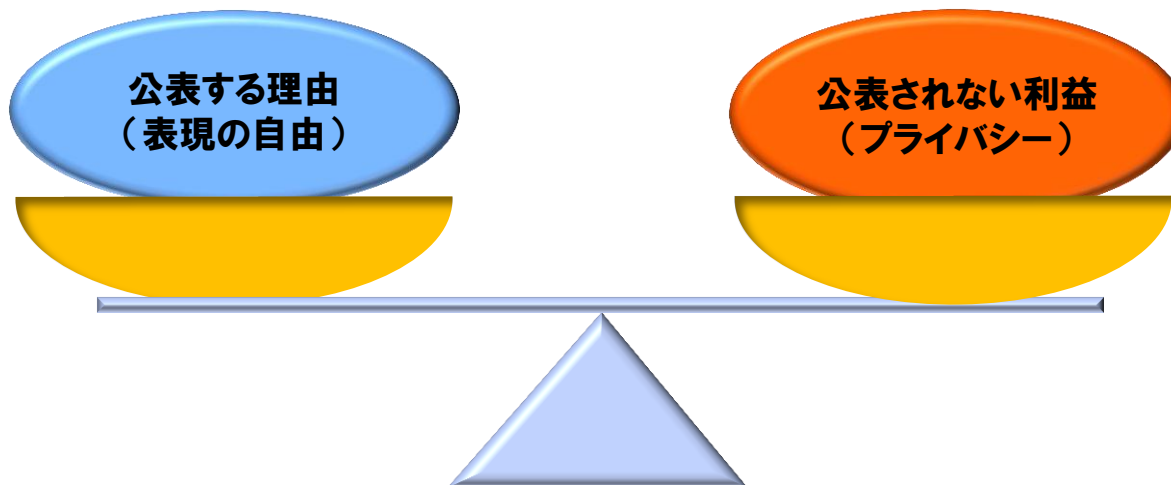
3. ヤフーにおける今後の対応

- 有識者会議の検討結果を踏まえ、検索結果の非表示措置を求める申告を受けた場合の対応方針を公表
- 3月31日より、新たな対応方針に基づいた運用を開始
- 有識者会議で示された3つの考え
 - (1) プライバシー侵害に関する判断
 - (2) 検索結果の表示内容自体(ウェブページのタイトル、スニペット)の非表示措置に関する判断
 - (3) タイトル・スニペット情報を含むウェブページ(以下、リンク先ページ)に移動するためのリンク情報の非表示措置に関する判断

■ 判断方法

非表示を求める情報について以下2点の比較衡量を行う

- ・ 情報を公表する理由(表現の自由)
- ・ 情報を公表されない被害申告者の利益(プライバシー)



■ プライバシー侵害に関する判断で考慮する事情

- ① 被害申告者の属性
(公職者か否か、成年か未成年かなど)
- ② 記載された情報の性質
- ③ 情報の社会的意義・関心の程度
- ④ 情報の掲載時からの時の経過

等

① 被害申告者の属性

ア 「表現の自由」の保護の必要性が高い人物 (公益性の高い人物)

- ・公職者(議員、一定の役職にある公務員等)
- ・企業や団体の代表・役員等、芸能人、著名人

イ プライバシー保護の必要性が高い人物

- ・未成年者

② 記載された情報の性質

ア プライバシー保護の要請が高い情報

- ・性的画像
- ・身体的事項(病歴等)
- ・過去の被害に関する情報(犯罪被害、いじめ被害)

イ 「表現の自由」の保護の要請が高い情報

- ・過去の違法行為(前科・逮捕歴)
- ・処分等の履歴(懲戒処分等)

ウ 文脈等によって判断する情報

- ・出生やそれに伴う属性

■ 検索結果の表示内容自体(タイトル、スニペット)の非表示措置に関する判断

- 表示内容自体から(リンク先ページの記載を見るまでもなく)権利侵害が明白に認められる場合に非表示措置を講じる。
- 非表示措置の範囲は、権利侵害情報の記載部分とする。
- 非表示措置は、検索キーワードを限定した上で行う。
(原則として、被害申告者の名前等の被害申告者と合理的に関係すると認められる検索キーワードに限る)

※有識者会議報告書のP.20～21で示された考え方を踏まえた判断基準

【具体例】

- ・特に理由なく一般人の氏名及び住所や電話番号等が掲載

[甲田乙男](#)↓
○○○.○○○.○○.jp/-キャッシュ↓
甲田乙男 住所：東京都○○区△△×-×-× 電話番号 080-XXXX-XXXX...

(検索結果画面のイメージ)

- ・特に理由なく一般人の氏名及び家庭に関する詳細な情報が掲載

[甲田乙男](#)↓
○○○.○○○.○○.jp/-キャッシュ↓
甲田乙男には娘に丙子(7)、丁子(5)がいる。丙子は先妻の子であるが、丁子は後妻との間の子である...

(検索結果画面のイメージ)

※いずれも、個人が特定でき、かつ、非公開の情報である場合に限る。

【具体例】

- ・一般人の氏名及び秘匿の要請が強い情報(例:病歴等)に関する情報が掲載されている場合

[甲田乙男](#)

〇〇〇. 〇〇〇. 〇〇.jp/- キャッシュ

甲田乙男は、〇〇年に〇〇感染症へ感染し、現在は〇〇病院に入院中である...

(検索結果画面のイメージ)

※個人が特定でき、かつ、非公開の情報である場合に限る。

- ・既に長期間経過した過去の軽微な犯罪に関する情報

[甲田乙男](#)

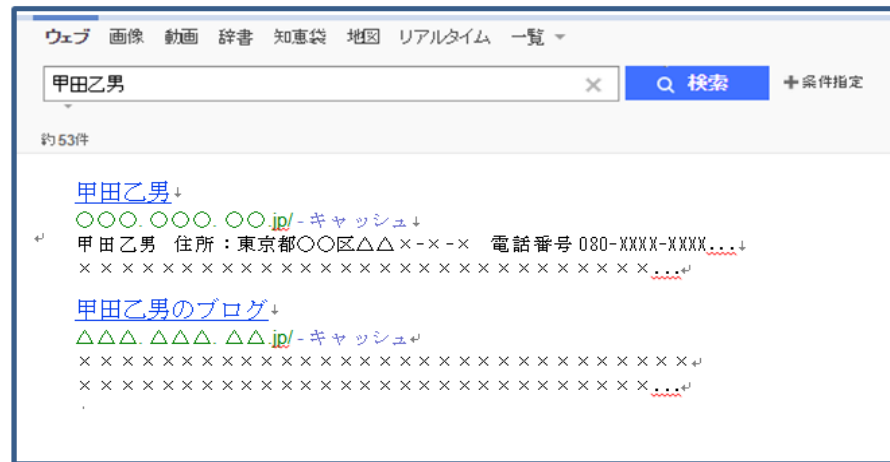
〇〇〇. 〇〇〇. 〇〇.jp/- キャッシュ

昭和〇〇年、〇〇県警は、東京都〇〇区〇〇の会社員 甲田乙男を〇〇の容疑で逮捕した...

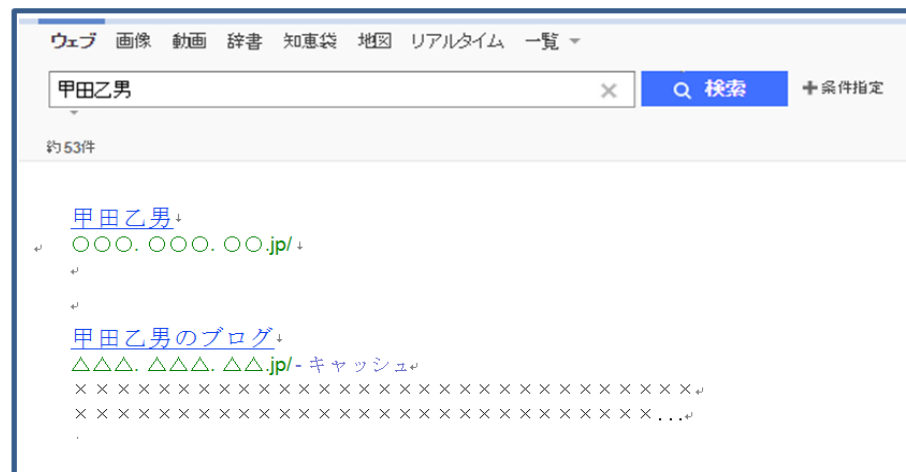
(検索結果画面のイメージ)

■ 非表示措置前後の検索結果画面のイメージ

【措置前】



【措置後】



■ リンク情報の非表示措置に関する判断

- リンク先ページ管理者又はプロバイダに対して
削除を命じる裁判所の判決(又は決定)の提出を受けた場合には、原則として非表示措置を講じる。
- 判決(又は決定)の提出がない場合でも、
リンク先ページの記載から権利侵害の明白性並びに侵害の重大性または非表示措置の緊急性があるとヤフーにおいて認められる場合は例外的に措置を講じる。
- 検索キーワードの限定は行わない。

※有識者会議報告書のP.21～24で示された考え方を踏まえた判断基準

【具体例】

- ・ 特定人の生命、身体に対する具体的・現実的危険を生じさせうる情報が掲載されている場合
- ・ 第三者の閲覧を前提としていない私的な性的動画像が掲載されている場合

4. いわゆる「忘れられる権利」の 日本における位置づけ

■ 「忘れられる権利」(right to be forgotten) (報告書P.25～)

- 「忘れられる権利」の意味は、現時点において何を指すのかは必ずしも明確ではない。
- 2014年5月、欧州司法裁判所は、個人が一定の場合に、検索サービス提供者に対し、個人に関する情報へのリンクの削除を請求する権利を有すると判断。
- 2012年1月公表のEUデータ保護規則案にも盛り込まれたが、その後修正がなされ、現在は、「忘れられる権利」との言葉は削除され、「消去権」となっている。

■ 問題となった事案の性質の違い

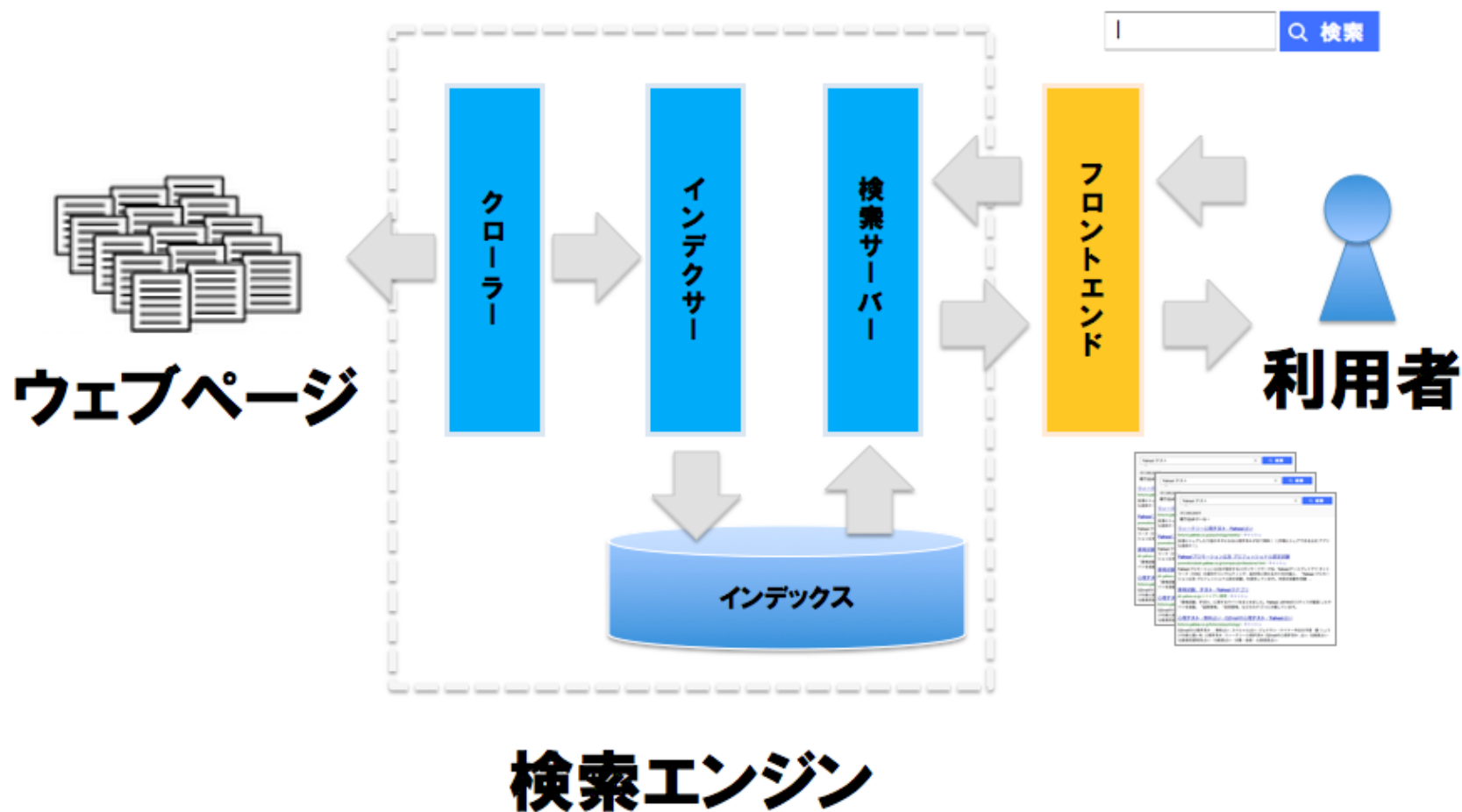
- ・欧州の事案は、社会保険料の未納を理由とした不動産競売に関する情報が問題となった。
- ・日本の報道等で大きく取り上げられた事案は、過去の犯罪等に関する情報が問題となった。欧州の事案と比較して、対象となった情報は、より社会的な関心が強い情報といえる。
- ・なお、日本と欧州では、「表現の自由」とプライバシーのバランスを考える上での法制度も異なっている。

■ 日本における考え方(報告書P.27)

- ・ノンフィクション「逆転」事件判決の考え方等も踏まえれば、インターネットに掲載した時点で適法であった情報であっても、その情報の内容によっては時の経過により違法となりうる。
- ・過去の犯罪歴等、一定期間を経過して違法となった情報に対する検索サービス提供者の対応については、既存のプライバシー侵害の枠組みに基づいて判断していくことが適切。
- ・現状では、一定期間を経過しても違法とならないような適法情報について、検索サービス提供者が非表示措置を講じなければならないという立論は難しいという意見が多く見られた。
- ・なお、この問題については、今後も議論と検討が必要。

(参考資料)

Y! (参考1) 検索サービスの仕組み①



Y! (参考1) 検索サービスの仕組み②

ウェブ 画像 動画 辞書 知恵袋 地図 リアルタイム 一覧 ▾

Yahoo! × 🔍 検索

約103,000,000件

絞り込みツール ▾ **関連検索ワード**

🔍 [Yahoo japan](#) [ヤフーメール](#) [ヤフーブックストア](#) [Yahoo USA](#) で検索

[Yahoo! JAPAN](#) ← **タイトル** (クリックするとリンク先ページへ移動)

[www.yahoo.co.jp/](#) - キャッシュ

日本最大級のポータルサイト。検索、オークション、ニュース、天気、スポーツ、メール、ショッピングなど多数のサービスを展開。あなたの生活をより豊かにする「課題解決 エンジン」を目指していきます。

[Yahoo!メール](#)

[Yahoo!ショッピング](#)

[Yahoo!ニュース](#)

[スポーツナビ](#)

[ヤフオク!](#)

[Yahoo!ファイナンス](#)

スニペット

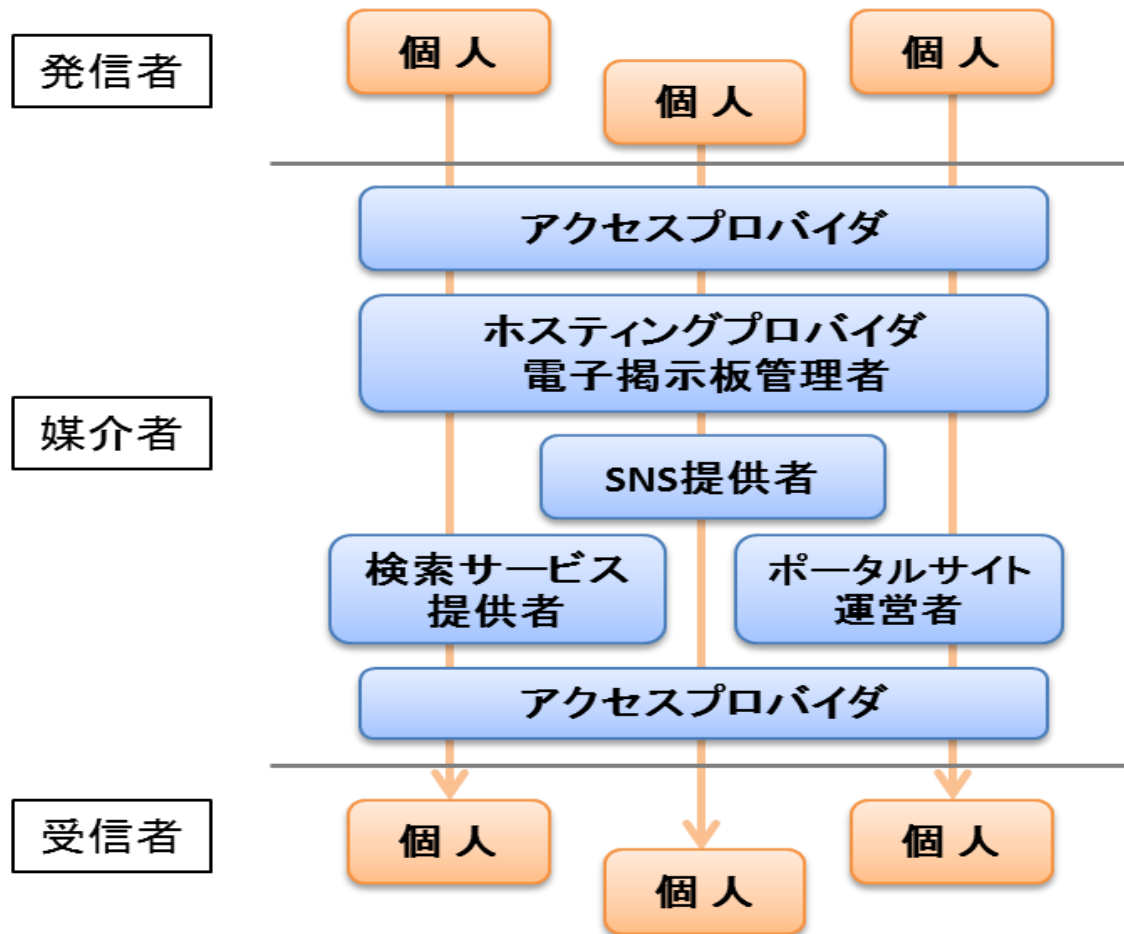
[オフィス版Yahoo! JAPANトップページ](#)

[office.yahoo.co.jp/](#) - キャッシュ

ビジネスニュースや仕事に役立つ機能を集めた、オフィスでの利用に最適なもう一つの **Yahoo! JAPAN** トップページ。

オーガニック検索

- 検索サービスは、「表現の自由」を支える情報流通のインフラとして、特に重要な役割を果たしている。





(参考3) 違法情報削除に向けた制度等の整備

■ 権利侵害情報(名誉毀損、プライバシー侵害等)への対応(報告書P.4等)

- ・ 各社の利用規約等に基づく対応
- ・ プロバイダ責任制限法、関連ガイドラインの整備(2002年)
- ・ 違法情報等対応連絡会における「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の整備(2006年)

■ 相談窓口の整備

- ・ 都道府県警察のサイバー犯罪相談窓口
- ・ 法務省インターネット人権相談受付、法務省人権擁護局、法務局・地方法務局等
- ・ 違法・有害情報相談センター、全国の消費生活センター等

■ サイト運営者やプロバイダ等への削除要請

- ・ 都道府県警察／インターネット・ホットラインセンター(IHC)
- ・ 法務省人権擁護局、法務局・地方法務局等
- ・ 一般社団法人セーファーインターネット協会(SIA)
2013年より、民間企業による自主取り組みとして、リベンジポルノやネットいじめ等にも対象情報を広げ、国内・海外サイト双方へ削除要請を行う活動を開始。

■ プライバシー侵害の判断を行う際に踏まえるべき 検索サービスの特徴

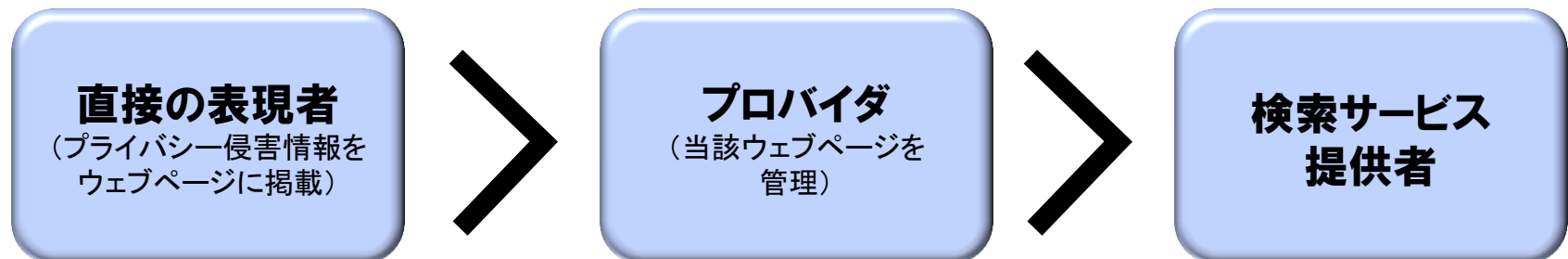
1. 社会的意義・役割(報告書P. 5～13等)

- ・膨大かつ多様な情報が溢れるなか、
情報の発信者、受信者を結びつける役割を果たし、
現代の情報社会における不可欠なインフラとなっている。
- ・インターネットがもたらす「表現の自由」や「知る権利」の
恩恵を多くの人々が享受する上で大きな貢献。
- ・したがって、検索サービスに制約を課す場合には、
検索サービス提供者と削除を求める者の立場だけでなく、
情報を発信・伝達する主体や必要な情報を受信する主体
への影響を考慮する必要。

2. 表現に対する関与の度合い(報告書P.14～19等)

- ・検索結果は、自動的・機械的に表示。
- ・ユーザーが探していると思われるウェブページの存在・所在や、当該ウェブページがどのようなものかを端的に示すもの。
- ・直接の表現者やリンク先ページの管理者(プロバイダ等)と比較して、検索サービス提供者の表現に対する関与の度合いは極めて低い。

【表現への関与の程度】



3. 権利侵害の判断の困難性(報告書P.18等)

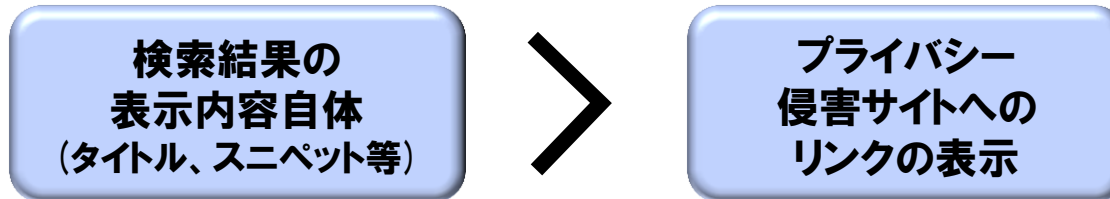
- ・検索サービス提供者は、直接の表現者でもなく、プロバイダと異なり意見照会手続き等の対応もとれない。また、司法機関でもなく、権利侵害の判断が困難。

4. 権利侵害に対する代替の救済手段(報告書P.4等)

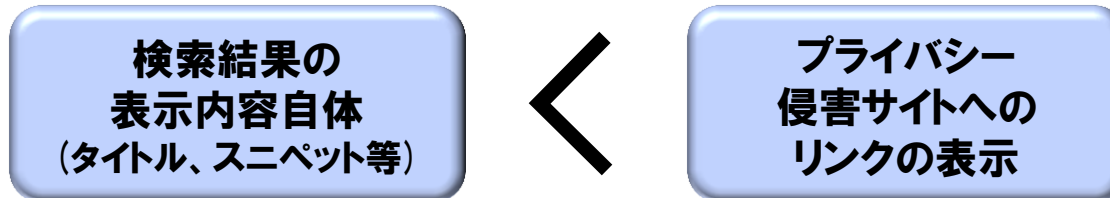
- ・プロバイダ責任制限法等により、直接の表現者(権利侵害ページの作成者)や当該ページの管理者(プロバイダ)に対して削除を求めるための制度が整備され、利用されている。
- ・この他にも、相談窓口の整備等、権利侵害に対する救済のための官民の取り組みが存在。

■ 検索結果の表示内容自体(タイトル、スニペット等)とプライバシー侵害サイトへのリンクの表示の違い(報告書P.22~23)

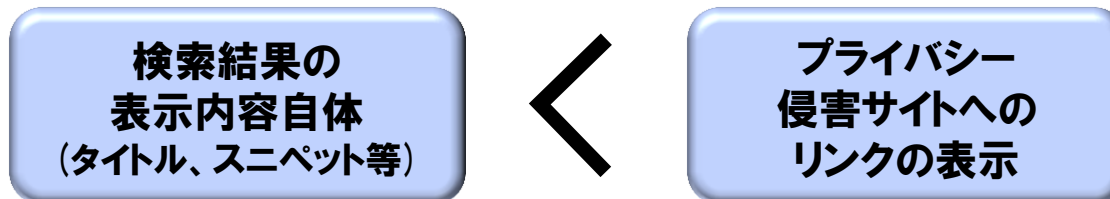
1. 表現に対する関与の度合い



2. 権利侵害の判断の困難性



3. 非表示措置による「表現の自由」等に対する影響



■ 以上の点を踏まえ、有識者会議では、プライバシー侵害
サイトへのリンクに対して非表示措置を講じる場合は、

①検索結果の表示内容自体(タイトル、スニペット等)よりも厳しい基準に基づくべきである

②原則として直接の表現者やリンク先ページ管理者に対して削除を求めるべきである

と結論づけた。